

個人ローン用

周期連動短期貸出最優遇金利型

収入  
印紙

(第1号文書)

印

## 変動金利に関する特約書

令和 年 月 日

佐原信用金庫 殿

住 所

借 主

印

住 所

抵当権設定者

印

住 所

連帯保証人

印

借主は、 年 月 日付金銭消費貸借契約証書（以下「原契約証書」という）に基づいて借り入れたローンの利率及び返済方法等について、次のとおり特約します。

### 第1条（借入利率変更の基準）

原契約証書に定めた借入利率は、貴金庫の短期貸出最優遇金利を基準金利として、基準金利の変更に伴って、引上げまたは引下げられることに同意します。

なお、借主は借入日現在の基準金利（短期貸出最優遇金利）は 年 % であり、また、借入利率は 年 % であることを確認します。

ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、金庫がこれに代え、一般に相当と認められる金利を基準金利とすることに同意します。

### 第2条（借入利率の変更幅の算出及び変更日）

1. 借入利率は、毎年4月1日と10月1日（金融機関の休日の場合は翌営業日）（以下「基準日」という）に見直すものとします。

2. 見直し後の借入利率は、基準日現在の基準金利と前回の見直し基準日現在の基準金利の差額を加減した利率とします。
3. 前項により見直した借入利率の適用開始日は、見直し月の翌々月の約定返済日の翌日とします。  
ただし、増額返済部分についても毎月返済分の見直し月の翌々月の約定返済日の翌日から新利率を適用し、分ち計算します。
4. 借入利率が変更された場合、金庫は原則として借入利率変更後の第1回約定返済日以前に変更後の借入利率、毎回の元金返済額に占める元金及び約定利息の割合等を文書により通知するものとします。

### 第3条（返済額の変更）

借入利率見直しによる元金返済額については、以下の各号によるものとします。

- (1) 返済方法が残債方式（元金均等分割返済方式）の場合は、借入利率の見直しが行われても、元金返済額は原契約または本契約に定めた返済額とします。
- (2) 返済方式が定率方式（元利均等割賦償還方式）の場合は、利率見直しの都度返済額を変更することとし、新返済額は新借入利率、残存元金、残存期間に基づいて算出するものとします。

### 第4条（固定金利型への変更）

本件ローンについては、その借入期限前に固定金利型ローンへの変更はしないものとします。

### 第5条（繰上げ返済）

本件ローンの一部または全部を期限前に返済する場合には、以下の各号によるものとします。

- (1) 借主がこの債務の一部または全部を期限前に繰上げて返済できる日は、原契約証書に定める毎月の返済日とし、この場合には繰上げ返済日の10日前（10日前の日が金融機関の休日の場合は直前の営業日）までに貴金庫へ通知するものとします。
- (2) 一部繰上げ返済をする場合には、以降の毎回返済額を減額するかまたは最終返済日を繰上げるかの方法によることとし、繰上げ返済申込時に選択できるものとします。
- (3) 繰上げ返済をする場合には、貴金庫所定の手数料を支払うものとします。

### （保証）

保証人は、原契約証書を承認しかつ借主の委託を受けて、借主がこの特約書によって負担する一切の債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この特約書に従うものとします。

以上

（融42-7A）

2.4改正